

平成30年度 第1回 旅客運行管理者試験問題

1. 道路運送法関係

問1 一般旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の事業計画の変更等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、「自動車車庫の位置及び収容能力」の事業計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
2. 事業者は、「営業所ごとに配置する事業用自動車の数」の事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
3. 事業者は、「営業所の名称」の事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
4. 事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送(路線を定めて行うものを除く。)をしてはならない。

問2 道路運送法に定める一般旅客自動車運送事業の運行管理者等の義務についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句を下の枠内の選択肢(1~8)から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 運行管理者は、にその業務を行わなければならない。
2. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者に対し、法令で定める業務を行うため必要なを与えなければならない。
3. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言をしなければならず、事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行うに従わなければならない。

1. 指導	2. 考慮	3. 誠実	4. 権限
5. 適切	6. 地位	7. 尊重	8. 勧告

問 3 次の記述のうち、旅客自動車運送事業の運行管理者の行わなければならない業務として正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 一般旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、事業計画(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、事業計画及び運行計画)の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。
2. 一般貸切旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して、当該乗務の途中において少なくとも1回電話その他の方法により点呼を行わなければならない。
3. 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、主な停留所の名称、当該停留所の発車時刻及び到着時刻その他運行に必要な事項を記載した運行表を作成し、かつ、これを事業用自動車の運転者に携行させなければならない。
4. 一般旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、乗務員が有効に利用することができるように、営業所、自動車車庫その他営業所又は自動車車庫付近の適切な場所に、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員に睡眠を与える必要がある場合又は乗務員が勤務時間中に仮眠する機会がある場合は、睡眠又は仮眠に必要な施設を整備しなければならない。

問 4 旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対する点呼に関する次の記述のうち、正しいものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 点呼は、運行管理者と運転者が対面で行うこととされているが、運行上やむを得ない場合は電話その他の方法によることも認められている。一般貸切旅客自動車運送事業において、営業所と離れた場所にある当該営業所の車庫から乗務を開始する運転者については、運行上やむを得ない場合に該当しないことから、電話による点呼を行うことはできない。
2. 乗務終了後の点呼においては、「道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検(日常点検)の実施又はその確認に」について報告を求め、及び確認を行う。
3. 運行管理者の業務を補助させるために選任された補助者に対し、点呼の一部を行わせる場合にあつても、当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の3分の1以上でなければならない。
4. 乗務前の点呼においては、営業所に備えるアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無が確認できる場合にあつては、運転者の状態を目視等で確認する必要はない。

問 5 次の自動車事故に関する記述のうち、一般旅客自動車運送事業者が自動車事故報告規則に基づき国土交通大臣への報告を要するものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 旅客を降車させる際、事業用自動車の運転者が乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作をしたため、旅客1名に11日間の医師の治療を要する傷害を生じさせた。
2. 事業用自動車が右折の際、原動機付自転車と接触し、当該原動機付自転車が転倒した。この事故で、原動機付自転車の運転者に通院による30日間の医師の治療を要する傷害を生じさせた。
3. 事業用自動車が乗客を乗せ、走行していたところ、運転者は意識がもうろうとしてきたので直近の駐車場に駐車させて乗客を降ろした。しかし、その後も容体が回復しなかったため、運行を中断した。なお、その後、当該運転者は脳梗塞と診断された。
4. 事業用自動車が走行中、突然、自転車が道路上に飛び出してきたため急停車したところ、当該事業用自動車及び後続の自動車6台が次々と衝突する事故となり、この事故により8人が負傷した。

問 6 旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の過労防止等に関する旅客自動車運送事業運輸規則についての次の記述のうち、正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 事業者は、事業計画(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画)の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。この場合、事業者(個人タクシー事業者を除く。)は、日日雇い入れられる者、3ヵ月以内の期間を定めて使用される者及び試みの使用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)を当該運転者として選任してはならない。
2. 事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の勤務日数及び乗務距離を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。
3. 事業者は、乗務員の身体に保有するアルコールの程度が、道路交通法施行令第44条の3(アルコールの程度)に規定する呼気中のアルコール濃度1リットルにつき0.15ミリグラム以下であれば事業用自動車に乗務させてもよい。
4. 交通の状況を考慮して地方運輸局長が指定する地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者は、指定地域内にある営業所に属する運転者に、その収受する運賃及び料金の総額が一定の基準に達し、又はこれを超えるように乗務を強制してはならない。

問 7 次の記述のうち、旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者等が遵守しなければならない事項として、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとること。
2. 一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、食事若しくは休憩のため、及び営業区域外から営業区域に戻るため、運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送しようとする場合には、回送板を掲出すること。
3. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務を終了したときは、交替する運転者に対し、乗務中の当該の自動車、道路及び運行状況について通告すること。この場合において、乗務する運転者は、当該自動車の制動装置、走行装置その他の重要な部分の機能について点検をすること。
4. 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、旅客が事業用自動車内において法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするときは、これを制止し、又は必要な事項を旅客に指示する等の措置を講ずることにより、運送の安全を確保し、及び事業用自動車内の秩序を維持するように努めること。

問 8 旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の事業用自動車の運行に係る記録等に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを3年間保存しなければならない。
2. 事業者は、法令の規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに法令で定める所定の事項を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。
3. 事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の発生日時等所定の事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において1年間保存しなければならない。
4. 事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において1年間保存しなければならない。

2. 道路運送車両法関係

問 9 道路運送車両法の自動車の登録等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 登録自動車の所有者は、当該自動車の使用者が道路運送車両法の規定により自動車の使用の停止を命ぜられ、自動車検査証を返納したときは、遅滞なく、当該自動車登録番号標及び封印を取りはずし、自動車登録番号標について国土交通大臣の領置を受けなければならない。
2. 自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号の表示は、国土交通省令で定めるところにより、自動車登録番号標を自動車の前面及び後面の任意の位置に確実に取り付けることによつて行うものとする。
3. 自動車の所有者は、当該自動車の使用の本拠の位置に変更があったときは、道路運送車両法で定める場合を除き、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。
4. 道路運送車両法に規定する自動車の種別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として定められ、その別は、普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車である。

問 10 自動車の検査等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 国土交通大臣の行う自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。以下同じ。)の検査は、新規検査、継続検査、臨時検査、構造等変更検査及び予備検査の5種類である。
2. 自動車検査証の有効期間の起算日については、自動車検査証の有効期間が満了する日の2ヵ月前(離島に使用の本拠の位置を有する自動車を除く。)から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に有効期間を記入する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。
3. 自動車運送事業の用に供する自動車は、自動車検査証を当該自動車又は当該自動車の所属する営業所に備え付けなければ、運行の用に供してはならない。
4. 初めて自動車検査証の交付を受ける乗車定員5人の旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車については、当該自動車検査証の有効期間は1年である。

問 11 道路運送車両法に定める自動車の整備命令等についての次の文中、A、B、C に入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

地方運輸局長は、自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるとき(同法第54条の2第1項に規定するときを除く。)は、当該自動車の に対し、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを することができる。この場合において、地方運輸局長は、保安基準に適合しない状態にある当該自動車の に対し、当該自動車が保安基準に適合するに至るまでの間の運行に関し、当該自動車の使用の方法又は その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をすることができる。

- | | | |
|---|----------|----------|
| A | 1. 使用者 | 2. 所有者 |
| B | 1. 命ずる | 2. 勧告する |
| C | 1. 使用の制限 | 2. 経路の制限 |

問 12 道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 乗車定員 10 人以上の自動車、幼児専用車及び危険物の規制に関する政令に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車(被牽引自動車を除く。)には消火器を備えなければならない。
2. 自動車の後写鏡は、取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8メートル以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩和できる構造でなければならない。
3. 非常口を設けた乗車定員 30 人以上の自動車には、非常口又はその附近に、見やすいように、非常口の位置及びとびらの開放の方法が表示されていなければならない。この場合において、灯火により非常口の位置を表示するときは、その灯光の色は、緑色でなければならない。
4. 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車には、後方に表示する灯光の色が白色である社名表示灯を備えてはならない。

3. 道路交通法関係

問 13 道路交通法に定める車両通行帯等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯を通行しなければならない。ただし、自動車(小型特殊自動車及び道路標識等によって指定された自動車を除く。)は、当該道路の左側部分(当該道路が一方通行となっているときは、当該道路)に3以上の車両通行帯が設けられているときは、政令で定めるところにより、その速度に応じ、その最も右側の車両通行帯以外の車両通行帯を通行することができる。
2. 一般乗合旅客自動車運送事業者による路線定期運行の用に供する自動車(以下「路線バス等」という。)の優先通行帯であることが道路標識等により表示されている車両通行帯が設けられている道路においては、自動車(路線バス等を除く。)は、路線バス等が後方から接近してきた場合に当該道路における交通の混雑のため当該車両通行帯から出ることができないこととなるときであっても、路線バス等が実際に接近してくるまでの間は、当該車両通行帯を通行することができる。
3. 車両(トロリーバスを除く。)は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車は道路の左側に寄って、当該道路を通行しなければならない。ただし、追越しをするとき、法令の規定により道路の中央若しくは右側端に寄るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。
4. 車両は、道路の中央から左の部分の幅員が6メートルに満たない道路において、他の車両を追い越そうとするとき(道路の中央から右の部分を見とおすことができ、かつ、反対の方向からの交通を妨げるおそれがない場合に限るものとし、道路標識等により追越しのため右側部分にはみ出して通行することが禁止されている場合を除く。)は、法令の規定にかかわらず、道路の中央から右の部分にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。

問 14 道路交通法に定める追越し等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両は、トンネル内の車両通行帯が設けられている道路の部分(道路標識等により追越しが禁止されているものを除く。)においては、他の車両を追い越すことができる。
2. 車両は、他の車両を追い越そうとするときは、その追い越されようとする車両(以下「前車」という。)の右側を通行しなければならない。ただし、前車が法令の規定により右折をするため道路の中央又は右側端に寄って通行しているときは、前車を追越してはならない。
3. 車両は、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、停止し、若しくは停止しようとして徐行している車両等に追いついたときは、その前方にある車両等の側方を通過して当該車両等の前方に割り込み、又はその前方を横切ってはならない。
4. 車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等の速度又は方向を急に變更させることとなるおそれがあるときは、速やかに進路を變更しなければならない。

問 15 道路交通法に定める停車及び駐車等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両は、交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。
2. 車両は、法令の規定により駐車しようとする場合には、当該車両の右側の道路上に3メートル(道路標識等により距離が指定されているときは、その距離)以上の余地があれば駐車してもよい。
3. 車両は、踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。
4. 交通整理の行われている交差点に入ろうとする車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、交差点に入った場合においては当該交差点内で停止することとなり、よって交差道路における車両等の通行の妨害となるおそれがあるときは、当該交差点に入ってはならない。

問 16 道路交通法に定める運転者及び使用者の義務等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 自動車の使用者等が法令の規定に違反し、当該違反により自動車の運転者が道路交通法第66条(過労運転等の禁止)に掲げる行為をした場合において、自動車の使用者がその者の業務に関し自動車を使用することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、当該違反に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する都道府県公安委員会は、当該自動車の使用者に対し、6ヵ月を超えない範囲内で期間を定めて、当該違反に係る自動車を運転してはならない旨を命ずることができる。
2. 自動車を運転する場合においては、当該自動車が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置(その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。)を通話(傷病者の救護等のため当該自動車の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。)のために使用してはならない。
3. 自動車の運転者は、負傷もしくは障害のため座席ベルトを装着させることが健康保持上適当でない者であっても、座席ベルトを装着させなければ運転者席以外の乗車装置に乗車させて自動車を運転してはならない。
4. 車両等の運転者は、高齢の歩行者、身体の障害のある歩行者その他の歩行者でその通行に支障のあるものが通行しているときは、必ず一時停止しなければならない。

問 17 車両等の運転者が道路交通法に定める規定に違反した場合等の措置についての次の文中、A、B、Cに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

車両等の運転者が道路交通法若しくは同法に基づく命令の規定又は同法の規定に基づく の場合において、当該違反が当該違反に係る車両等の の業務に関してなされたものであると認めるときは、都道府県公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、当該車両等の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者であるときは当該事業者及び当該事業を監督する行政庁に対し、当該車両等の使用者がこれらの事業者以外の者であるときは当該車両等の使用者に対し、当該 を通知するものとする。

- | | | |
|---|----------|----------|
| A | 1. 処分に違反 | 2. 指示に違反 |
| B | 1. 運行管理者 | 2. 使用者 |
| C | 1. 違反の内容 | 2. 指示の内容 |

4. 労働基準法関係

問 18 労働基準法(以下「法」という。)の定めに関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 法で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、当事者間の合意がある場合を除き、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。
2. 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、3年(法第14条(契約期間等)第1項各号のいずれかに該当する労働契約にあっては、5年)を超える期間について締結してはならない。
3. 労働者は、労働契約の締結に際し使用者から明示された賃金、労働時間その他労働条件が事実と相違する場合においては、少なくとも30日前に使用者に予告したうえで、当該労働契約を解除することができる。
4. 法第106条に基づき使用者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨、就業規則、時間外労働・休日労働に関する協定等を、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付することその他の厚生労働省令で定める方法によって、労働者に周知させなければならない。

問 19 労働基準法に定める就業規則についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等法令に定める事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。
2. 就業規則で、労働者に対して減給の制裁を定める場合においては、その減給は、1回の額が平均賃金の1日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えてはならない。
3. 使用者は、就業規則の作成又は変更について、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者と協議し、その内容について同意を得なければならない。
4. 就業規則は、法令又は当該事業場について適用される労働協約に反してはならない。また、行政官庁は、法令又は労働協約に抵触する就業規則の変更を命ずることができる。

問 20 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める一般乗用旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者(隔日勤務に就く運転者及びハイヤーに乗務する運転者以外のもの。)の拘束時間及び休息期間についての次の文中、A、B、C、D に入るべき字句を次の枠内の選択肢(1~8)から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1日(始業時刻から起算して24時間をいう。以下同じ。)についての拘束時間は、を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、1日についての拘束時間の限度(最大拘束時間)は、とすること。ただし、車庫待ち等の自動車運転者について、次に掲げる要件を満たす場合には、この限りでない。

イ 勤務の終了後、継続以上の休息期間を与えること。

ロ 1日については拘束時間が、を超える回数が、1ヵ月について7回以内であること。

ハ 1日についての拘束時間がを超える場合には、夜間4時間以上の仮眠時間を与えること。

ニ 1回の勤務における拘束時間が、24時間を超えないこと。

1. 13 時間	2. 14 時間	3. 15 時間	4. 16 時間
5. 17 時間	6. 18 時間	7. 20 時間	8. 21 時間

問 21 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」及び厚生労働省労働基準局長の定める「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について」に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、隔日勤務には就いていない場合とする。また、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 休息期間とは、勤務と次の勤務との間にあつて、休息期間の直前の拘束時間における疲労の回復を図るとともに、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、その処分は労働者の全く自由な判断にゆだねられる時間をいう。
2. 労使当事者は、時間外労働協定において一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者(以下「バス運転者」という。)に係る一定期間についての延長時間について協定するに当たっては、当該一定期間は2週間及び1ヵ月以上6ヵ月以内の一定期間とするものとする。
3. 使用者は、バス運転者が同時に1台の事業用自動車に2人以上乗務する場合(車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。)においては、1日(始業時刻から起算して24時間をいう。)についての最大拘束時間を20時間まで延長することができる。また、休息期間は、4時間まで短縮することができるものとする。
4. 使用者は、バス運転者の休息期間については、当該バス運転者の住所地における休息期間が、それ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。

問 22 下表の 1～4 は、貸切バスの運転者の 52 週間における各 4 週間を平均し 1 週間当たりの拘束時間の例を示したものである。下表の空欄 A、B、C、D について、次の選択肢ア～ウの拘束時間の組み合わせをあてはめた場合、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に適合するものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、「4 週間を平均し 1 週間当たりの拘束時間の延長に関する労使協定」があるものとする。

	1 週～ 4 週	5 週～ 8 週	9 週～ 12 週	13 週～ 16 週	17 週～ 20 週	21 週～ 24 週	25 週～ 28 週	29 週～ 32 週	33 週～ 36 週	37 週～ 40 週	41 週～ 44 週	45 週～ 48 週	49 週～ 52 週
1. 拘束時間 (時間)	58	67	A	66	65	60	56	54	63	57	58	68	64

	1 週～ 4 週	5 週～ 8 週	9 週～ 12 週	13 週～ 16 週	17 週～ 20 週	21 週～ 24 週	25 週～ 28 週	29 週～ 32 週	33 週～ 36 週	37 週～ 40 週	41 週～ 44 週	45 週～ 48 週	49 週～ 52 週
2. 拘束時間 (時間)	70	59	58	59	B	59	66	58	65	54	56	60	67

	1 週～ 4 週	5 週～ 8 週	9 週～ 12 週	13 週～ 16 週	17 週～ 20 週	21 週～ 24 週	25 週～ 28 週	29 週～ 32 週	33 週～ 36 週	37 週～ 40 週	41 週～ 44 週	45 週～ 48 週	49 週～ 52 週
3. 拘束時間 (時間)	67	63	56	68	59	62	C	66	71	59	54	59	59

	1 週～ 4 週	5 週～ 8 週	9 週～ 12 週	13 週～ 16 週	17 週～ 20 週	21 週～ 24 週	25 週～ 28 週	29 週～ 32 週	33 週～ 36 週	37 週～ 40 週	41 週～ 44 週	45 週～ 48 週	49 週～ 52 週
4. 拘束時間 (時間)	59	65	60	66	69	56	58	61	D	67	58	70	59

		A (時間)	B (時間)	C (時間)	D (時間)
選 択 肢	ア	62	72	63	60
	イ	66	63	65	64
	ウ	64	68	64	66

問 23 下表は、貸切バスの運転者の 4 週間の勤務状況の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間の改善のための基準」に定める拘束時間及び運転時間等に照らし、次の 1～4 の中から違反している事項を 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、1 人乗務とし、「4 週間を平均し 1 週間当たりの拘束時間の延長に関する労使協定」、「4 週間を平均し 1 週間当たりの運転時間の延長に関する労使協定」及び「時間外労働及び休日労働に関する労使協定」があり、下表の 4 週間は、当該協定により拘束時間及び運転時間を延長することができるものとする。

(起算日)

第 1 週		1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	週の合計時間
	各日の運転時間	6	8	5	7	9	8	休日	
	各日の拘束時間	9	13	10	11	12	13		68

第 2 週		8 日	9 日	10 日	11 日	12 日	13 日	14 日 休日労働	週の合計時間
	各日の運転時間	5	4	5	8	10	8	5	
	各日の拘束時間	8	8	8	15	15	10	8	72

第 3 週		15 日	16 日	17 日	18 日	19 日	20 日	21 日	週の合計時間
	各日の運転時間	4	4	4	9	10	9	休日	
	各日の拘束時間	8	8	8	11	16	12		63

第 4 週		22 日	23 日	24 日	25 日	26 日	27 日	28 日 休日労働	週の合計時間
	各日の運転時間	9	8	9	4	6	5	5	
	各日の拘束時間	13	12	13	10	13	9	9	79

4 週間の合計時間	
運転時間	174
拘束時間	282

(注 1) 7 日、14 日、21 日及び 28 日は法定休日とする。

(注 2) 法定休日労働に係る 2 週間及び運転時間に係る 4 週間の起算日は 1 日とする。

(注 3) 各労働日の始業時刻は午前 8 時とする。

(注 4) 当該 4 週間を含む 52 週間の運転時間は、2080 時間を超えないものとする。

1. 1 日の最大拘束時間
2. 4 週間を平均し 1 週間当たりの運転時間
3. 当該 4 週間のすべての日を特定日とした 2 日を平均した 1 日当たりの運転時間
4. 2 週間における法定休日に労働させる回数

5. 実務上の知識及び能力

問 24 運行管理者の日常業務の記録等に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 運行管理者は、選任された運転者ごとに採用時に提出させた履歴書が、法令で定める乗務員台帳の記載事項の内容を概ね網羅していることから、これを当該台帳として使用し、索引簿なども作成のうえ、営業所に備え管理をしている。
2. 運行管理者は、事業者が定めた勤務時間及び乗務時間の範囲内で、運転者が過労とならないよう十分考慮しながら、天候や道路状況などを勘案しつつ、乗務割を作成している。なお、乗務については、早めに運転者に知らせるため、事前に予定を示すことにしている。
3. 運行管理者は、事業用自動車の運行中に暴風雪等に遭遇した場合、運転者から迅速に状況を報告させるとともに、その状況に応じて、運行休止を含めた具体的な指示を行うこととしている。また、報告を受けた事項や指示した内容については、異常気象時等の措置として、詳細に記録している。
4. 運行管理者は、運転者に法令に基づく運行指示書を携行させ、運行させている途中において、自然災害により運行経路の変更を余儀なくされた。このため、当該運行管理者は、当該運転者に対して電話等により変更の指示を行ったが、携行させている運行指示書については帰庫後提出させ、運行管理者自ら当該変更内容を記載のうえ保管し、運行の安全確保を図った。

問 25 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導・監督に関する次の記述のうち、適切なものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 飲酒は、速度感覚の麻痺、視力の低下、反応時間の遅れ、眠気が生じるなど自動車の運転に極めて深刻な影響を及ぼす。個人差はあるものの、体内に入ったビール 500 ミリリットル(アルコール 5%)が分解処理されるのに概ね2時間が目安とされていることから、乗務前日の飲酒・酒量については、運転に影響のないよう十分気を付けることを運転者に指導している。
2. 他の自動車に追従して走行するときは、常に「秒」の意識をもって自車の速度と制動距離(ブレーキが効きはじめてから止まるまでに走った距離)に留意し、前車への追突の危険が発生した場合でも安全に停止できるよう、制動距離と同程度の車間距離を保って運転するよう指導している。
3. 平成 28 年中に発生したハイヤー・タクシーが第 1 当事者となった人身事故の類型別発生状況をみると、「追突」は「出会い頭衝突」と同程度に多く、全体の約 2 割を占めている。この事実を踏まえ、運転者に対しては日頃より、適正な車間距離の確保や前方への注意を怠らないことを指導している。
4. 平成 28 年における交通事故統計によれば、人口 10 万人当たり死者数については、65 歳以上の高齢者層は全年齢層の約 2 倍となっており、高齢者が事故により死亡するリスクが特に高いので、運行する際に、歩道や路肩に高齢歩行者を発見したときは、その動静に注意をはらって、運転を行うよう運転者に指導している。

問 26 事業用自動車の運転者の健康管理に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、業務に従事する運転者に対し法令で定める健康診断を受診させ、その結果に基づいて健康診断個人票を作成して 5 年間保存している。また、運転者が自ら受けた健康診断の結果を提出したものについても同様に保存している。
2. 事業者や運行管理者は、点呼等の際に、運転者が意識や言葉に異常な症状があり普段と様子が違うときには、すぐに専門医療機関で受診させている。また、運転者に対し、脳血管疾患の症状について理解させ、そうした症状があった際にすぐに申告させるように努めている。
3. 事業者は、深夜(夜 11 時出庫)を中心とした業務に常時従事する運転者に対し、法令に定める定期健康診断を 1 年に 1 回、必ず、定期的に受診させるようにしている。
4. 事業者は、脳血管疾患の予防のため、運転者の健康状態や疾患につながる生活習慣の適切な把握・管理に努めるとともに、これらの疾患は定期健康診断において容易に発見することができることから、運転者に確実に受診させている。

問 27 自動車の運転に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 四輪車を運転する場合、二輪車との衝突事故を防止するための注意点として、①二輪車は死角に入りやすいため、その存在に気づきにくく、また、②二輪車は速度が実際より速く感じたり、距離が近くに見えたりする特性がある。したがって、運転者に対して、このような点に注意するよう指導する必要がある。
2. 前方の自動車を大型車と乗用車から同じ距離で見た場合、それぞれの視界や見え方が異なり、大型車の場合には運転者席が高いため、車間距離をつめてもあまり危険に感じない傾向となるので、この点に注意して常に適正な車間距離をとるよう運転者を指導する必要がある。
3. 夜間等の運転において、①見えにくい時間帯に自車の存在を知らせるため早めの前照灯の点灯、②より広範囲を照射する走行用前照灯(ハイビーム)の積極的な活用、③他の道路利用車をげん惑させないよう適切なすれ違い用前照灯(ロービーム)への切替えの励行、を運転者に対し指導する必要がある。
4. 衝突被害軽減ブレーキについては、同装置が正常に作動していても、走行時の周囲の環境によっては障害物を正しく認識できないことや、衝突を回避できないことがあるため、当該装置が備えられている自動車の運転者に対し、当該装置を過信せず、細心の注意をはらって運転するよう指導する必要がある。

問 28 交通事故防止対策に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 適性診断は、運転者の運転能力、運転態度及び性格等を客観的に把握し、運転の適性を判定することにより、運転に適さない者を運転者として選任しないようにするためのものであり、ヒューマンエラーによる交通事故の発生を未然に防止するための有効な手段となっている。
2. ドライブレコーダーは、事故時の映像だけでなく、運転者のブレーキ操作やハンドル操作などの運転状況を記録し、解析することにより運転のクセ等を読み取ることができるものがあり運行管理者が行う運転者の安全運転の指導に活用されている。
3. 平成 28 年中の自動車乗車中死者のシートベルト着用状況を座席別に見てみると、後部座席は運転席や助手席と比べて非着用の割合が高い。非着用時の致死率は、着用時の 10 倍以上と極めて高いことから、後部座席のシートベルトの確実な着用は死亡事故防止の有効な手段となっている。
4. 交通事故の多くは、見かけ上運転者の運転操作ミスや交通違反等の人的要因によって発生しているが、その背景には、運転操作を誤ったり、交通違反せざるを得なかったりすることに繋がる背景要因が潜んでいることが少なくない。したがって、事業用自動車による事故防止を着実に推進するためには、事故の背景にある運行管理その他の要因を総合的に調査・分析することが重要である。

問 29 旅行業者から貸切バス事業者に対し、早朝 B 駅にてツアー客を乗車させ、C 観光地及び D 観光地を経て、夕刻 B 駅に帰着させるよう運送の依頼があった。これを受けて運行管理者は、次に示す「当日の運行計画」を立てた。この事業用自動車の運行に関する次のア～ウについて解答しなさい。なお、解答にあたっては、「当日の運行計画」及び各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

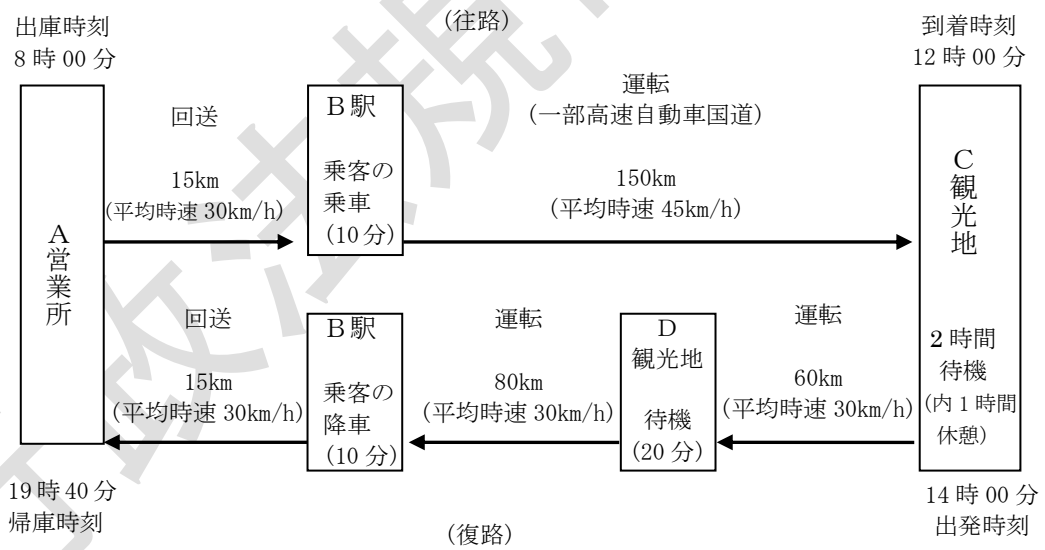
【当日の運行計画】

往路

- A 営業所を 8 時 00 分に出庫し、15 キロメートル離れた B 駅まで平均時速 30 キロメートルで走行する。
- B 駅にて、ツアー客がバスへの乗車を要する時間を 10 分間とする。
- B 駅から 150 キロメートル離れた C 観光地までの間、一部高速自動車国道を利用し、平均時速 45 キロメートルで走行して、C 観光地に 12 時 00 分に到着する。
- C 観光地にて 2 時間待機し、その内 1 時間の休憩をとる。

復路

- 休憩後、D 観光地に向かうため、C 観光地を 14 時 00 分に出発し、60 キロメートル離れた D 観光地まで平均時速 30 キロメートルで走行する。
- D 観光地にて 20 分間待機する。
- D 観光地から 80 キロメートル離れた B 駅まで平均時速 30 キロメートルで走行する。
- B 駅にて、ツアー客を 10 分間で降車させた後、帰庫のため 15 キロメートル離れた A 営業所まで平均時速 30 キロメートルで走行し、A 営業所には 19 時 40 分に帰庫する。



ア B 駅と C 観光地の間の運転時間について、次の 1～3 の中から正しいものを 1 つ選び、解答用紙にマークしなさい。

1. 2 時間 40 分 2. 3 時間 20 分 3. 4 時間

イ 当該運転者の前日の運転時間は 9 時間であり、また、当該運転者の翌日の運転時間は 8 時間 50 分と予定した。当日を特定日とした場合の 2 日を平均した 1 日当たりの運転時間は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準」という。)に照らし、違反しているか否かについて、次の 1～2 の中から正しいものを 1 つ選び、解答用紙にマークしなさい。

1. 違反している 2. 違反していない

ウ 当日の全運行において、連続運転時間は「改善基準」に照らし、違反しているか否かについて、次の 1～2 の中から正しいものを 1 つ選び、解答用紙にマークしなさい。

1. 違反している 2. 違反していない

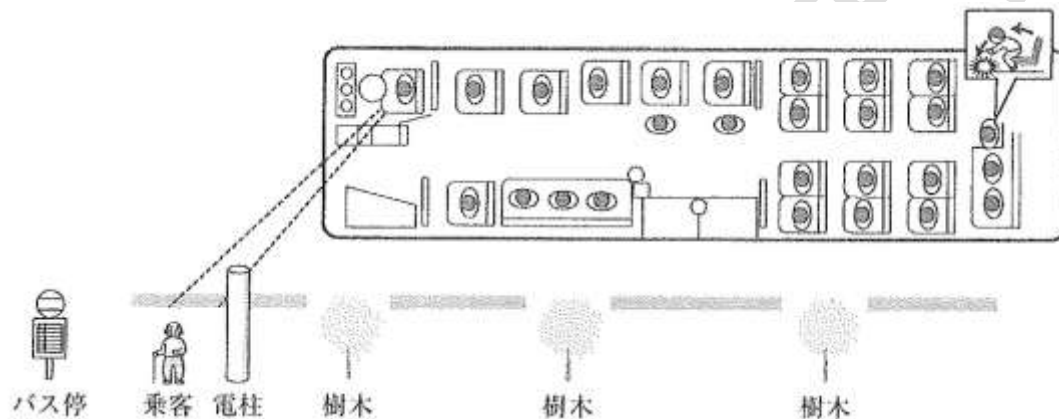
問 30 運行管理者が次の乗合バスの車内事故報告に基づき、この事故の要因分析を行い、同種の事故の再発を防止する対策として、最も直接的に有効と考えられる組合せを、下の枠内の選択肢(1～8)から1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、【事故の概要】及び【事故関連情報】に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

【事故の概要】

当該運転者は、午前5時に出勤し日常点検を終え、点呼を受けてから定刻どおりに出庫した。

その後、路線運行の途中において、前夜の睡眠不足による疲労と注意力の低下を感じながら、見通しの悪いバス停にさしかかったので、時速30キロメートル程度でバス停に接近した。降車する乗客もなく、バス停にも乗車する客が見あたらなかったため、そのまま通過しようとしたところ、電柱と街路樹の陰で合図をする客の姿が見えたので、あわてて強めのブレーキをかけて停車した。

そのとき、最後部の座席の中央に着座していた高齢の乗客が、急ブレーキの反動で座席から通路に転がり落ちて負傷した。



【事故関連情報】

- 当該運転者は、28歳で運転経験3年、過去3年間無事故無違反の運転者である。
- 当該運転者は、頻繁に夜遅くまで友人たちと遊興することがあり、事故前夜も夜更しをしたため、事故当日は、睡眠不足の状態であった。
- 乗務前点呼時、運行管理者は運転者が睡眠不足気味に見えたものの、本人から特に申し出がなかったため、疲労の状態には問題がないと判断した。
- 当該運転者は、事故発生後直ちに当該バスを路側に寄せ、負傷した乗客を介護した後、救急車を手配した。
- 当該事業者の事故日前1ヵ月間の勤務において、拘束時間や休息期間等について、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の違反はみられなかった。
- 当該バス会社では、乗合バスにドライブレコーダーは未装着であり、営業状況を勘案した上で導入を検討しているところであった。
- 同社では毎月運転者の集合教育を実施しているが、管理者の講話が中心で、運行時のヒヤリ・ハット体験などが教育に活用されていないため、運転者の間でそれらの情報が共有化されていなかった。
- 当該運転者は、適性診断結果において「判断動作のタイミング」の項目で、動作が不安定になりやすいという結果となっていた。
- 同社の定期健康診断は、年2回実施しており、当該運転者は受診結果に問題はなかった。

【事故の再発防止対策】

ア 運行管理者は、運転者の生活状況を把握して、点呼時に疲労状況、睡眠不足や健康状態をしっかりとチェックするとともに、必要な助言・指導を行う。

イ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示に定められた休息期間について確認し、乗務割の見直しを行う。

ウ 事故が発生した場合には、直ちに車両を停止して負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じるよう再徹底する。

エ 実際に事故が発生した地点の情報や、ヒヤリ・ハット情報に基づく危険予知トレーニングを速やかに全社的に実施し、運転者がこれらの地点において安全運転の基本動作を確実に実施するよう指導する。

オ 運行の安全を確保するため、身体機能に変化しつつある高齢運転者を対象に、適性診断結果に基づき、日頃の運転で特に留意すべき事項を指導する。

カ 急停止や急発進等の走行に関する様々なデータの把握が行えるドライブレコーダーを速やかに導入し、運転者ごとの運転特性を的確に把握して、これを基に各運転者を指導する。

キ 通常の定期健康診断を確実に実施することに加えて、疲労が蓄積しないような責任ある自己管理を指導する。

ク バスの全運行経路において、見通しの悪いバス停をリストアップして、安全確保のための改善対策を速やかに講じ、運転者に周知する。

1. ア・イ・エ・キ	2. ア・イ・カ・キ
3. ア・ウ・オ・ク	4. ア・エ・カ・ク
5. イ・ウ・カ・キ	6. イ・エ・オ・カ
7. ウ・エ・オ・ク	7. ウ・オ・キ・ク

平成 30 年度 第 1 回 旅客運行管理者試験 解答と解説

問題番号	解答と解説
問 1	<p>正解 2</p> <p>1 ○ 運送法第 15 条 車庫の位置・収容能力の変更は認可申請</p> <p>2 × 営業所ごとに配置する事業用自動車の数に関する事業計画の変更をしようとするときは、<u>あらかじめ</u>、その旨を国土交通大臣に届け出。 運送法第 15 条</p> <p>3 ○ 運送法第 15 条の 3 営業所の名称変更は事後届</p> <p>4 ○ 運送法第 20 条</p>
問 2	<p>正解 A-3 B-4 C-7 D-1</p> <p>運送法第 23 条の 5 誠実義務、権限の委任、助言の尊重及び従業員の指導従事等</p>
問 3	<p>正解 2、3</p> <p>1 × 運輸規則第 35 条 運転手の選任は事業主の仕事</p> <p>2 ○ 運輸規則第 24 条第 3 項 貸切バスは、夜間(2 時～4 時)実車 100km 以上の運行は中間点呼を行わなければならない。</p> <p>3 ○ 運輸規則第 27 条第 2 項</p> <p>4 × 休憩、仮眠設備の整備・管理・保守は事業主の仕事。(お金が必要とするものは全て事業主の仕事と判断する) 運行管理者は管理のみを行う。</p>
問 4	<p>正解 1、3</p> <p>1 ○ やむを得ない場合とは遠隔地のみで、車庫と営業所が離れている場合には該当しない。</p> <p>2 × 日常点検の実施と確認を行うのは乗務前点呼である。</p> <p>3 ○ 総回数の 3 分の 2 未満は補助者が点呼することができる。</p> <p>4 × アルコール検知器の使用と目視の両方で確認しなければならない。</p>
問 5	<p>正解 1、3</p> <p>1 要 操縦装置又は乗降口、扉の誤作動による 11 日以上通院傷害であるため事故報告を要する。</p> <p>2 不要 入院を要せず、通院のみの傷害なので事故報告は不要。</p> <p>3 要 運転者疾病による運転不能の場合事故報告がある。</p> <p>4 不要 10 人以上の負傷者で速報、10 台以上の車両衝突で事故報告。この場合 8 人の負傷、6 台の衝突のため事故報告不要。</p>
問 6	<p>正解 4</p> <p>1 × 3 ヶ月以内の期間ではなく、2 ヶ月以内の期間 運輸規則第 36 条第 1 項</p> <p>2 × 運転者の勤務時間及び乗務時間を定める。運輸規則第 21 条 (過労防止等)</p> <p>3 × アルコール濃度 0 でなければ乗車させてはならない。</p> <p>4 ○ 運輸規則第 23 条 ノルマ運転をさせてはならない。</p>
問 7	<p>正解 2</p> <p>1 ○ 旅客の生命を保護する処置が最優先</p> <p>2 × 運輸規則第 50 条第 6 項、7 項 回送板を掲示してよいのは、食事若しくは休憩のため運送の引受けをすることができない場合と乗務終了等のため車庫等に回送する場合に限る。営業区域外から営業区域内に戻る場合という規定はない。</p> <p>3 ○ 交替運転者は必ず乗務前に点検を行う</p> <p>4 ○ 車内の秩序維持に努めること</p>
問 8	<p>正解 1、2</p> <p>1 ○ 乗務員台帳は 3 年間保存</p> <p>2 ○ 運輸規則第 24 条 (点呼等) 点呼記録は 1 年保存</p> <p>3 × 事故等の記録は 3 年保存。 運輸規則第 26 条の 2</p> <p>4 × 法令及び運転に関する技術を指導教育した記録は 3 年保存</p>

問題番号	解答と解説
問 9	<p>正解 2</p> <p>1 ○ 車両法第 20 条第 2 項 封印を取り外し国土交通大臣の領置を受けること</p> <p>2 × 車両法第 19 条 任意の位置ではなく見やすいように表示しなければならない。</p> <p>3 ○ 15 日以内に変更登録 車両法第 12 条</p> <p>4 ○ 車両法第 3 条</p>
問 10	<p>正解 1、4</p> <p>1 ○ 検査は 5 種類である</p> <p>2 × 有効期間が満了する日の 1 ヶ月前から満了する日までの間に継続検査を受けること</p> <p>3 × 車両法第 66 条第 1 項 営業所ではなく自動車に備える</p> <p>4 ○ 車両法第 61 条第 1 項 1 年間有効</p>
問 11	<p>正解 A-1 B-1 C-2</p> <p>車両法第 54 条 使用者に対し整備が適合しない状態の車は保安基準に適合させるように整備命令を発する。</p>
問 12	<p>正解 2、3</p> <p>1 × 保安基準第 47 条 乗車定員 <u>11 人以上</u>の自動車等には消火器の備付け義務</p> <p>2 ○ 告示第 224 条 (後写鏡等) 第 1 項第 2 号</p> <p>3 ○ 保安基準第 26 条第 1 項第 2 項 非常口の灯火は緑色</p> <p>4 × 正: 後方に表示する灯光の色が白色である社名表示灯を備えることができる。 保安基準第 42 条、細目告示第 218 条第 3 項第 5 号</p>
問 13	<p>正解 2</p> <p>1 ○ 道交法第 20 条第 1 項</p> <p>2 × 道交法第 20 条の 2 路線バス等が後方から接近してきた場合に、交通の混雑のため当該車両通行帯から出ることができなくなるときは、当該車両通行帯を通行禁止</p> <p>3 ○ 道交法第 18 条第 1 項</p> <p>4 ○ 道交法第 17 条第 5 項第 4 号 正しい。</p>
問 14	<p>正解 1、3</p> <p>1 ○ 道交法第 30 条 車両通行帯の無いトンネル内は追い越し禁止</p> <p>2 × 道交法第 28 条 前車の右折時に追い越そうとするときは<u>左側</u>を通行しなければならない</p> <p>3 ○ 道交法第 32 条</p> <p>4 × 道交法第 26 条の 2 第 2 項 後続車に急な速度・方向変更を強いる場合は、進路変更禁止</p>
問 15	<p>正解 2</p> <p>1 ○ 道交法第 44 条第 2 号 5m 駐停車禁止</p> <p>2 × 道交法第 45 条第 2 項 右側の道路上に 3.5m 以上の余地がない場合駐停車禁止</p> <p>3 ○ 道交法第 44 条第 6 号 踏切の前後の側端から 10m</p> <p>4 ○ 道交法第 50 条第 1 項</p>
問 16	<p>正解 1、2</p> <p>1 ○ 道交法第 75 条第 2 項</p> <p>2 ○ 道交法第 71 条</p> <p>3 × 道交法第 71 条の 3 疾病等で装着することが療養上適当でない場合は例外。</p> <p>4 × 道交法第 71 条第 1 項 2 の 2 必ず一時停止ではなく、一時停止し又は徐行してその通行を妨げないようにすること。</p>
問 17	<p>正解 A-1 B-2 C-1</p> <p>道交法第 108 条の 34 使用者に対する通知</p>
問 18	<p>正解 2、4</p> <p>1 × 労基法第 1 条 2 項 合意があっても除外できない</p> <p>2 ○ 労基法第 14 条</p> <p>3 × 労基法第 15 条第 2 項 労働条件が事実と相違する場合即時契約解除できる</p> <p>4 ○ 労基法第 106 条第 1 項 労働者が書面で交付するか見やすい所に掲示する</p>

問題番号	解答と解説
問 19	<p>正解 3</p> <p>1 ○ 労基法第 89 条 (届出義務) 10 人以上は必ず届出。記載事項を変更する場合も同じ。</p> <p>2 ○ 労基法第 91 条 (制裁規定の制限) 賃金の総額の 10 分の 1 を超えてはならない。</p> <p>3 × 同意を得るのではなく、過半数で組織する組合のある場合はその労働組合、ない場合は労働者の過半数を代表する者の意見を聞かなければならない。労基法第 90 条</p> <p>4 ○ 労基法第 92 条 法令及び労働協約との関係</p>
問 20	<p>正解 A-1 B-4 C-7 D-6</p> <p>改善基準第 2 条第 1 項</p>
問 21	<p>正解 2</p> <p>1 ○ 休息期間は、休憩時間や仮眠時間等とは異なる。</p> <p>2 × 改善基準第 5 条第 4 項 当該一定期間は 2 週間及び 1 ヶ月以上、3 ヶ月以内の一定期間とするものとする。</p> <p>3 ○ 改善基準第 5 条第 3 項第 2 号</p> <p>4 ○ 改善基準第 5 条第 2 項</p>
問 22	<p>正解 イ</p> <p>改善基準では、拘束時間は 4 週平均 65 時間/週 以内、 労使協定がある場合は、16 週/52 週中までの 4 週平均 71.5 時間/週(ただし、年間拘束時間 3380 時間(65 時間×52 週)以内)</p> <p>1 65 時間を超えるものは、5 週～8 週、13 週～16 週、45 週～48 週の 3 回であるので A はア、イ、ウ どれであっても○。</p> <p>2 アの 72 時間は上限の 71.5 時間を超えているため×。また、65 時間を超えるものは 1 週～4 週、25 週～28 週、49 週～52 週の 3 回であるので B はイ、ウのどちらでも○。</p> <p>3 65 時間を超えるものは 1 週～4 週、13 週～16 週、29 週～32 週、33 週～36 週の 4 回である。C はア、イ、ウいずれも 65 時間以内なのでどれであっても○</p> <p>4 65 時間を超えるものが 13 週～16 週、17 週～20 週、37 週～40 週、45 週～48 週で、すでに 4 回あるため、D にウの 66 時間を選択するのは×。ア、イはどちらでも○。</p> <p>以上、A～D まで全て○の組み合わせとなるのはイとなる。</p>
問 23	<p>正解 3</p> <p>1 ○ 1 日についての拘束時間は 13 時間以内、最大 16 時間(15 時間超えは週 2 回まで) 15 時間超は 19 日のみ。1 週間に 1 回なので違反とならない。</p> <p>2 ○ 労使協定があり、延長できる期間の 4 週平均、1 週当たりの運転時間は 44 時間以内(ただし年間運転時間 2080 時間(40 時間×52 週)以内)でなければならない。 4 週間を平均し、1 週間当たりの運転時間に関して (43 時間+45 時間+40 時間+46 時間)÷4=43.5 時間 となり、 44 時間以内なので、違反とならない。</p> <p>3 × 2 日を平均し 1 日当たりの運転時間に関しては、9 時間以内でなければならない。 特定日の前日と特定日、特定日と特定日の翌日の平均の両方が 9 時間を超える場合、違反となる。 19 日を特定日とすると (9 時間+10 時間)÷2=9.5 時間、(10 時間+9 時間)÷2=9.5 時間 特定日の前日と特定日、特定日と特定日の翌日の平均の両方が 9 時間を超えているので、違反している。</p> <p>4 ○ 休日労働は 2 週間に 1 回が限度。2 週間に 1 回におさえられているため違反とならない。</p>
問 24	<p>正解 1-不適 2-適 3-適 4-不適</p> <p>1 乗務員台帳には、健康状態や、特別指導の実施、適性診断の受診の状況を含む記載事項が定められており、履歴書では代用できない。</p> <p>2 勤務時間及び乗務時間を定めるのは事業者の業務で、運行管理者はその範囲内で乗務割を作成する。</p> <p>3 運行管理者は、異常気象時に安全確保のための措置をとり、記録に残しておくこと。</p> <p>4 変更が生じたときはその場で変更を運転者に記入させ、帰庫後回収し原本とともに保存する。</p>

問題番号	解答と解説
問 25	<p>正解 3、4</p> <p>1 不適 アルコール 5%のビール 500 ミリリットルは、分解処理されるのに概ね 4 時間かかる</p> <p>2 不適 制動距離と空走距離の合計が停止距離であり、車間距離は停止距離分を保つこと</p> <p>3 適 近年の交通白書で類型別発生状況や、被害者の年齢層などを確認しておくこと</p> <p>4 適 高齢歩行者の死亡事故は年々増加している。</p>
問 26	<p>正解 1-適 2-適 3-不適 4-不適</p> <p>1 労働安全衛生規則第 51 条 健康診断個人票は 5 年間の保存</p> <p>2 脳血管疾患や心疾患等に係る外見上の前兆、自覚症状等を確認すること</p> <p>3 深夜業に従事する者に対しては、異常の所見に問わず、6 ヶ月以内毎に 1 回定められた健康診断を受けることが義務付けられている。</p> <p>4 血管疾患は、症状がないまま病状が進行し、定期健康診断や人間ドックだけでは発見が難しいといわれている。脳検診を 3 年に 1 回程度の目安で受診することを推奨されている。</p>
問 27	<p>正解 1-不適 2-適 3-適 4-適</p> <p>1 二輪車は速度が実際より遅く感じたり、距離が実際より遠くに見えたりする</p> <p>2 運転席が高い位置にある大型車の場合は車間距離に余裕があるように感じられる</p> <p>3 夜間走行時の注意点</p> <p>4 各種安全支援装置の機能を正しく理解させる必要がある</p>
問 28	<p>正解 1-不適 2-適 3-適 4-適</p> <p>1 運転者の運転行動や運転態度が安全運転にとって好ましい方向へ変化させるため実施</p> <p>2 ドライブレコーダー画像等による教育指導は有効である</p> <p>3 シートベルト着用義務</p> <p>4 事故再発防止のために、諸要因を総合的に調査分析すること</p>
問 29	<p>正解 ア-2 イ-2 ウ-1</p> <p>ア B 駅から C 観光地まで 150km の距離を平均時速 45km で走行していることから、 時間 = 距離 ÷ 速度なので $150\text{km} \div 45\text{km/h} = 3\frac{1}{3}$ 時間 つまり 3 時間 20 分となる。</p> <p>イ 当日の運転時間は 11 時間 40 分 - (10 分 + 2 時間 + 20 分 + 10 分) = 9 時間 (出庫から帰庫まで) (乗車 ・ 待機 ・ 降車の合計)</p> <p>(9 時間 + 9 時間) ÷ 2 = 9 時間 (9 時間 + 8 時間 50 分) ÷ 2 = 8 時間 50 分 特定日の前日と特定日、特定日と特定日の翌日の平均の両方が 9 時間を超えないため違反ではない</p> <p>ウ 待機時間も運転の中断と考える。 4 時間につき、1 回 10 分以上合計 30 分以上の運転の中断が必要である。 復路の C 観光地から D 観光地まで $60\text{km} \div 30\text{km/h} = 2$ 時間の運転 → D 観光地で 20 分の待機 D 観光地から B 駅まで $80\text{km} \div 30\text{km/h} = 2\frac{2}{3}$ 時間(2 時間 40 分)の運転 の部分が 4 時間 40 分の運転に対し 20 分しか運転の中断がとれていないため、連続運転時間は改善基準に違反している。</p>
問 30	<p>正解 4</p> <p>設問の事故の概要から、当該事故の直接的な原因は</p> <p>①睡眠不足による注意力の低下</p> <p>②バス停の見通しがわなかったこと。</p> <p>③あわてて急ブレーキをかけたこと。</p> <p>また、事故関連情報から、事故の背景にある問題点を挙げると、</p> <p>④点呼時の運行管理者の判断に問題有(運転者からの申し出がなくとも運転者に異常があれば運転させない)</p> <p>⑤ヒヤリ・ハット教育の不徹底(見通しの悪いバス停での乗客の見え方等、指導する余地あり)</p> <p>⑥ドライブレコーダの未装着</p> <p>⑦適性診断の結果に課題があったこと(結果から運転者の特性を的確に把握する必要がある)が考えられる。これらを考慮すると 4 の選択肢が適当である。</p>